

**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための
書面提出手続について（臨時の柔軟化）**

平素よりお世話になっております。

門司稅關におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、窓口における不要な接触を避け、また、保稅部會會員事業者等各位（以下、事業者等各位）の在宅勤務等を妨げないこととするため、窓口における一部の書面提出について、臨時に、当面、以下の柔軟な対応を可能とします。

（１）対象となる窓口手続

- 保稅に関する許可・承認の申請や、届出・報告の提出など（関稅法・とん稅法・特別とん稅法・その他の關稅に関する法律に関するもの）。

（注１）納稅申告書など、租稅・關稅・手数料關係のものは除きます。

（注２）稅關手続は、NACCSS（ナックス）という通關處理システムに登録いただくことで、オンラインにて進めることが可能です。また、対応できる手続は限定されますが、専用ソフトが不要のWebNACCSS（ウェブナックス）もあります。詳しくは下記をご確認下さい。
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/webnaccs/>

（注３）新型コロナウイルス感染症対策としてNACCSSを在宅利用等する際は、下記についてもご確認ください。
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/docs/2020040300029/>

（２）具体例な対応

①許可・承認の申請（金錢の授受を伴う場合を除く）

（例：各種保稅地域許可申請、他所蔵置許可申請、見本持出許可申請、滅却承認申請等）

- 事業者等各位は、申請書の写しと添付書類を、電子メール、ファクシミリなど（以下「電子メール等」という。）により稅關に送付。
（注）申請書の写しと添付書類への押印は不要。
- 事業者等各位は、許可・承認の時期までに、郵送などにより原本を稅關に提出。
- 稅關は、許可・承認の可否を電話・電子メール等にて事業者等各位に連絡。（稅關から許可書又は承認書を交付する場合は、まず電子メール等にて写しを送付し、後日、交付、又は郵送等により送付。）

②届出・報告の提出

（例：外国貨物加工製造等報告等）

- 事業者等各位は、届出・報告の写しと添付書類を電子メール等により送付。
（注）届出・報告の写しと添付書類への押印は不要。
- 稅關は、受理したかどうかを電話・電子メール等にて伝達。（稅關から書面を交付する場合は、まず電子メール等にて写しを送付し、後日、交付、又は郵送等により送付。）
- その後、事業者等各位は、郵送などにより原本を稅關に提出。

以上